

子どもの医療費を助成しています

保護者の方へ 市内に住所のあるお子さんの医療費を助成しています

| 年齢 | 通院したとき | 入院したとき | 調剤薬局 訪問看護 柔道整復 | |
|---------------------|---|--------------------|----------------------|--|
| 小学生～高校生 (7歳～18歳) | 1割負担 (上限1,000円) | 1割負担 (上限2,000円) | 自己負担なし | <ul style="list-style-type: none"> ●医療機関の窓口でマイナ保険証・資格確認書と一緒に受給資格証を提示すると、医療機関の窓口での支払い額が左のとおりになります。 ●健康保険が適用される医療費に限ります。 <ul style="list-style-type: none"> ▶入院したときの食事代は助成対象外です。 ▶自費診療や病院が定める時間外診療等の特別な料金、薬の容器代等、健康保険が適用されない費用は助成対象外です。 |
| 未就学児 (0歳～6歳) | 自己負担なし | | | |
| 就学後 20歳未満 | 小児慢性特定疾病(16疾患群)による入院 1割負担(上限15,000円) | | | 受給資格証の交付はありません。医療機関で入院費を支払後、助成手続きをしてください。 |

- 入院・手術や高額な薬が処方される見込みのときは、マイナ保険証の限度額情報の表示に同意されるか、保護者が加入している健康保険から限度額適用認定証の交付を受け医療機関の窓口で提示してください。
- 福祉医療費受給資格証(ピンク色)をお持ちのお子さんは、そちらを優先して使用してください。
- 学校でのケガ等で医療機関を受診するときは災害共済給付制度が適用されますので、受給資格証を使わないでください。詳しくは、各学校または市保険課まで問い合わせください。

新小学1年生の保護者の方へ 新しい受給資格証(緑色)をお届けします

これまでの乳幼児等医療費受給資格証(紫色)にかわる「児童医療費受給資格証」(緑色)を3月末までに届くよう郵送しています。4月1日からは、新しい受給資格証を使用してください。

- 医療機関では自己負担があります。薬局等ではこれまでどおり自己負担はありません。
- 福祉医療費受給資格証(ピンク色)をお持ちで支払上限が「入院2,000円・通院1,000円」の方は、児童医療費受給資格証(緑色)は送付しません。医療機関ではピンク色の受給資格証を使用してください。

こんなときは手続きをしてください

| 手続き | こんなとき | 手続きに必要なもの |
|----------------|---|---|
| 受給資格証 の手続き | <ul style="list-style-type: none"> ●お子さんが生まれたとき ●転入してきたとき ●転居したとき ●保護者の健康保険が変わったとき ●受給資格証をなくしたとき ●転出するとき | <ul style="list-style-type: none"> ●受給資格証 ●お子さんの資格確認書・資格情報のお知らせ <p>*窓口、しまね電子申請サービス(オンライン申請)、郵送で手続きができます。</p> <p>詳しくは、市ホームページをご覧ください▶</p>  |
| 医療費払戻し の手続き | <ul style="list-style-type: none"> ●県外の医療機関など、受給資格証が使用できない医療機関等にかかったとき ●受給資格証やマイナ保険証・資格確認書を医療機関に提示できなかったとき ●医師の指示によりコルセットや9歳未満の子どもの弱視治療用眼鏡等、治療用装具を作成したとき | <ul style="list-style-type: none"> ●受給資格証 ●お子さんの資格確認書・資格情報のお知らせ ●医療費の領収書 ●治療用装具製作指示書 ●療養費支給のお知らせ <p>*窓口、郵送で手続きができます。</p> <p>詳しくは、市ホームページをご覧ください▶</p>  |

※窓口に来られる方は、本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証等)をお持ちください。

【問い合わせ先】市保険課 保健・年金係(子どもの医療費助成制度担当) ☎ 31-0215 ☎ 24-0180